

一、千二百石より千三百石迄 二拾七間二拾一間
 一、千石より八百石迄 二拾一間二拾五間
 一、七百石より五百石迄 二拾一間二拾間
 一、四百石より三百石迄 拾六間二拾間
 一、二百石より百五十拾石迄 拾一間二拾間

右高岡衆屋敷之儀、御理被申上候條、此度之儀は此書付之
 ごとく可被相渡旨御意候。以來之儀は、右任御判之旨可被
 相渡旨被仰出候。可被得其意者也。

慶長十六年九月四日

横山山城守
 篠原出羽守
 奥村河内守

西村右馬助殿
 河原兵庫殿
 淺野將監殿
 野村五郎兵衛殿
 石川茂平殿

七一 一季奉公人引續召置候儀高札

高札

當年一年切之奉公人、侍・小者によらず、來年中不相替可召
 置候。給分之儀は、最前より互に申定通たるべく候。若此
 趣に相背輩に對ては、可被處嚴科者也。

慶長十六年十二月十四日

七二 家中子供城中に相詰候儀停止御觸

家中子供以下當座之目見いたし候者、奉公人並に城中に相
 詰候事令停止候。自然節句朔日に罷出候儀は不苦候。此趣
 何も取次之者方に可被申聞候者也。

霜月十五日

利光

横山山城守殿
 篠原出羽守殿
 奥村河内守殿

七三 二百人夫御役之儀御定

一、他國之荷物、ふうたい共に拾貫目之事。
 一、^(徳)さく木五日に一匁宛上可申候。但、三月より九月迄た

るべく候事。

一、江戸・駿府より罷歸候者、五日宛休可申候。付、中國・
 西國御使も同前之事。

一、京・大阪より罷歸候はゞ、三日宛休可申候事。

一、吉田傳左衛門方に相渡候人足、御臺所に詰夫之外、他
 國に被召遣候人足之内を以、替りく可被相渡候事。
 右二百人夫御役如御定可被申付候。さく木未進分之儀も、
 右之分に算用可被相究候也。

慶長十七年正月十四日

河内
 出羽
 山城

九里甚左衛門殿
 大波忠兵衛殿

七四 歌舞伎者召抱停止之儀御定

家中かぶきもの抱置候主人過意之事
 一、二百石より上 銀子三拾枚

一、一万石より一万九千石迄 銀子二拾枚
 一、五千石より九千石迄 銀子拾枚
 一、三千石より四千石迄 銀子五枚
 一、千石より二千石迄 銀子三枚
 一、百石より九百石迄 銀子二枚

右家中下々諸奉公人、かぶき者抱置候儀令停止之旨、最前
 雖申出候、自今已後不届之輩於有之者、訴人次第搦捕指上
 可申候。主人之儀は爲過意、如右銀子可指出。若彼いたづ
 らもの指上不申候はゞ、遂穿鑿主人越度可申付者也。

慶長十七年三月三日

御判

御家中下々、侍・小者によらず、かぶきもの相抱候儀堅御停
 止之旨致存知候。自今以後抱置候もの共之儀、不相届仕合
 於有之は、其ものゝ事は御詮次第搦捕指上可申候。主人手
 前之儀は、如御定過意之銀子上可申候。若彼いたづらもの
 搦捕上不申候者、主人越度可被仰付候。爲其御請狀如件。

慶長十七年三月三日

横山山城守殿